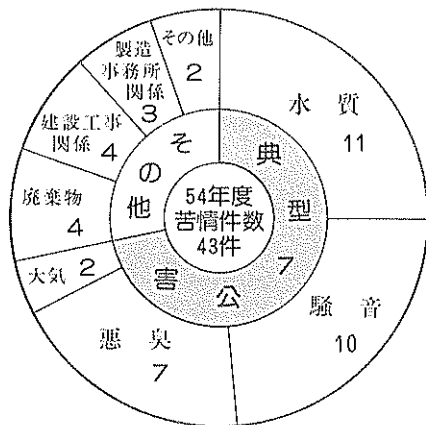


市民の苦情

54年度は43件、53年度より減少

昨年度、市役所への「苦情」の件数は四十三件。一昨年度の六十八件よりかなり減っています。生活様式がますます複雑になっている一方での「減少」はおかし

いと思われるかもしれませんが、この理由としては、例えば企業の努力や市民のみなさんの意識の高揚などが考えられます。昨年の九月一日号でもお知らせ



しました。公害対策基本法に定められている「公害」は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭、振動、地盤沈下の七項目です。これ以外は、原則として当事者間で解決ということとす。

- 水質汚濁 (11件) 農機具からの油、ハウス用重油によるもの2件。し尿浄化そう不整備によるもの2件。食料品製造過程で3件。畜産によるもの1件。採石によるもの2件。原因不明1件。
- 騒音 (10件) 製材3件、採石1件、鉄工所1件、土木工事1件、交通2件、深夜営業1件、トリの鳴き声1件。
- 悪臭 (7件) ビニール類の野焼き2件、飼料2件、養鶏1件、塗装工場1件、し尿の農地還元1件。
- 大気 (2件) ふる屋のばい煙1件。家畜の糞焼却1件。
- 廃棄物 (4件) ちり焼場1件、ちり捨場1件、建築廃材など2件。
- 建設工事 (4件) 個人住宅建築の際の浄化そう設置による用排水の汚れなど。
- 製造関係 (3件) 採石場の落石やガケくずれの恐れ。地下水の塩水化。採石による農業用水の減少。
- その他 (2件) 以上となっています。毎年このことですが、いわゆる「公害」とはならないものの、苦情が後をたたないものに「不法投棄」があります。その場所は、山林、谷川、海岸など市内全域にわたりますが、それらを取り除くためには貴重な税金が使われます。これは、全くの「むだ使い」になります。

昨年は「市制二十周年」のため「市民賞」を休みましたが、今年からまた、十一月三日の文化の日に市民賞の表彰を行います。

市民のみなさんの多数のご推せんをお待ちしています。
▼市民賞の対象となる方……市民または、市に関係のある個人や団体などです。産業、教

第12回市民賞

広く推せんしてください

育、文化、政治、社会、労働、その他公共の福祉に寄与し、その行為がとくにすぐれ、他の模範となるもの。また、とくに功績のあつたものを表彰します。ただし、法令その他の規定によ

り表彰された事績はのぞきます。
▼市民賞表彰は……市民の推せんする候補者のなかから、選考委員会にはかつて決定します。
▼推せんの締切りは……

九月二十日(土)
▼推せん書の用紙の請求や、くわしいことのおたずねは……
企画財政課秘書係(内線413)まで。

【企画財政課】

一九八一年版 『県民手帳』



高知県統計協会発行による一九八一年版の「県民手帳」の申込みを現在受付けています。

この手帳は、各種統計資料、市町村勢要覧、過去十年の天気、郷土の主な行事、親族・親等表など、暮らしに役立つ知識がいっぱい、高知県のすがたがひと目でわかる便利なものです。

◎価格は二百七十円(予定)
◎希望者は9月16日(火)までに市役所企画財政課へ電話で申込んでください。職場やグループの申込みも結構です。なお、配布は11月の予定ですが、このときは申込み者各自に市役所まで取りに来ていただきます。

【企画財政課】